議案第94号

桑名市組織条例の一部改正について

桑名市組織条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和５年９月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市組織条例の一部を改正する条例

桑名市組織条例（平成16年桑名市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第１条中「スマートシティ推進課」を「スマートシティ推進課
企業誘致課」に改める。

第２条の表スマートシティ推進課の項の次に次の１項を加える。

企業誘致課

(1)　企業誘致及び立地調整に関すること。

(2)　立地企業の拡張支援に関すること。

第２条の表産業振興部の項中第２号を削り、第３号を第２号とする。

附　則

この条例は、令和５年10月10日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

企業誘致を促進するため組織を強化することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改　正　前	改　正　後
（第１条） （部等の設置） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。 防災・危機管理課 グリーン資産創造課 スマートシティ推進課 市長公室 総務部 市民環境部 産業振興部 保健福祉部 子ども未来部 都市整備部	スマートシティ推進課 企業誘致課
（第２条） （事務分掌） 第２条　部等の事務分掌は、次のとおりとする。 防災・危機管理課・グリーン資産創造課　（略） スマートシティ推進課 (1)・(2)　（略）	企業誘致課 (1)　企業誘致及び立地調整に関すること。 (2)　立地企業の拡張支援に関すること。
市長公室～子ども未来部　（略） 産業振興部 (1)　商工業及び観光に関すること。 (2)　企業誘致に関すること。 (3)　農林水産業に関すること。 都市整備部　（略）	削る (2)